

歯科専門医制度基本整備指針(第1.2版2021年11月版)における 「歯科専門医の認定・更新」に関する補足説明

施行についての留意点

補足説明は、2025年度以降に日本歯科専門医機構認定歯科専門医（以降、歯科専門医）資格を取得する者、および資格を更新する者を対象に施行する。各領域学会および連携して運営する合同委員会（以下、各領域学会等）においては、規程などの変更手続きをとるようお願いする。

I. 「歯科専門医の認定」に関する補足説明

(1) 日本歯科専門医機構と各領域学会等との関係について

各領域歯科専門医の認定基準は各領域学会等が策定し、審査及び認定業務は各領域学会等が一次審査を行い、日本歯科専門医機構（以下、本機構）は二次審査と認定を行う。

歯科専門医認定審査には下記のものが含まれ、各領域学会等における具体的な審査手順・基準を明示する。

(2) 歯科専門医申請資格

- A. 原則として、日本国の歯科医師免許を保有していること
- B. 原則として、厚生労働大臣の指定を受けた臨床研修施設で、歯科医師法 第十六条の二第一項に規定される臨床研修を修了していること（平成18年4月1日以降に歯科医師免許の申請を行い、歯科医師免許を受けた者）
- C. 上記の臨床研修を修了後、本機構が認定する研修施設において、本機構が認定する研修カリキュラムおよびプログラムを修了していること
- D. 歯科専門医制度基本整備指針（以下、整備指針）に準拠し各領域学会が定めた、必須診療経験・実績（症例数、病歴要約件数、検査手技実施件数、検査診断・所見数、画像診断手技実施件数、画像診断読影実施件数、処置等手技実施件数、手術手技実施件数等）を有すること
 - a. 経験症例数が疾患カテゴリーあるいは疾患別に規定されている場合、疾患カテゴリーあるいは疾患別の件数を満たすこと
 - b. 検査・画像診断・処置・手術等の経験数が、項目別に規定されている場合、項目別の件数を満たすこと

- E.整備指針に準拠し各領域学会等が定めた、学術業績・診療以外の活動実績（学術集会の参加、学会報告、論文執筆・査読等）を充足していること
- F.歯科専門医共通研修を受講し、所定の単位を取得していること
- G.本機構が定めた指針に準拠し、各領域学会等が実施する一次審査に合格していること
- H.その他、本機構と各領域学会等が定めた歯科専門医申請資格要件を満たしていること

(3)申請資格書類審査

- ① 研修（期間）修了の証明：専門研修指導医・責任者などによる証明書、あるいは研修施設における研修修了の証明書（研修施設の指導責任者などの証明書）
- ② 研修実績の証明：研修履歴・実績などの自己申告書および専門研修指導医・責任者などによる証明書
- ③ 研修の達成度評価記録：修得すべき知識・技能・態度などの到達目標の評価記録、あるいは専門研修指導医などによる評価記録
- ④ 経験症例記録：研修記録手帳、あるいは経験症例・治療経験症例の一覧表など
- ⑤ 専門領域研修：各領域学会等が指定する学術集会・研究会・講習会などの参加証・受講票など
- ⑥ 歯科専門医共通研修：医療安全、倫理、感染対策などの受講票・証明書など
- ⑦ 学術活動：基礎的・臨床的分野での専門診療能力に係る症例発表や論文発表など実績例を以下に示す。
 - A.学術集会の参加、筆頭発表、司会や座長
 - B.ピアレビューを受けた内外論文の筆頭著者、共著者、査読（商業誌は除く）
 - C.専門医試験問題作成や試験委員・監督など試験に関する業務
- ⑧ 認定試験合格証

(4)歯科専門医認定試験

- ① 各領域学会等は、筆記試験、口頭試験、実技試験等により、資格審査に合格した申請者に対して達成度を評価する
- ② 到達目標の全項目にわたって偏らない試験を実施する
- ③ 筆記試験難易度調整（正答率、識別指数による補正調整）を行う
- ④ 口頭試問、実技試験評価基準（試験担当者による評価の差が少ない基準）を明確にする
- ⑤ 合格決定に関する基準、総合的判断の基準を明確にする

(5)歯科専門医認定

当該領域学会等は、申請資格書類審査、歯科専門医認定試験の一次審査を行い、各領域学会等

が本機構に対して行う二次審査の申請は、別途本機構が指定する書式を用いて行う。

① 認定通知

本機構は、機構専門医認定申請者の二次審査合否について各領域学会等に通知し、原則として各領域学会等が対象者に対して審査結果を通知する。

② 認定証発行

本機構は、当分の間、当該領域学会名および機構名で認定証を発行する。

③ 認定期間

歯科専門医となる者の認定期間は、原則として①4月1日開始とし、5年後の3月31日まで、若しくは②10月1日開始、5年後の9月30日まで、とする。なお、初回の認定期間を年度途中の開始日とする場合も、終了日は原則として5年後の3月31日、もしくは9月30日までとする。

(6)特定の理由のある場合の措置

特定の理由（海外への留学や勤務、妊娠・出産・育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門研修が困難な場合は、申請により、専門研修を中断することができる。

6か月までの中断であれば、残りの期間に必要な症例等を埋め合わせることで、研修期間の延長を要しない。

また、6か月以上の中断の後研修に復帰した場合でも、中断前の研修実績は、引き続き有効である。

(7)機構専門医認定後の留意事項

①ダブルボードについて

当該基本領域学会等の資格審査に合格し、本機構で認定された歯科専門医となったものが、その後、他の基本領域の歯科専門医資格を取得する（ダブルボード）ことは妨げない。なお、共通研修は別個に履修（受講）する必要はなく、各申請に必要な研修単位として供して差し支えない。

II. 「歯科専門医の更新」に関する補足説明

歯科専門医は、標準的で適切な診断および治療を継続的に提供するために、5年を原則として、歯科専門医の更新申請を各領域学会等に行う。各領域歯科専門医の更新認定基準は各領域学会等が策定し、審査及び更新認定業務は各領域学会等が一次審査を行い、本機構は二次審査と認定を行う。5年の原則を前倒ししての専門医の更新は行えない。

(1)歯科専門医更新申請資格

A.原則として、日本国の歯科医師免許を保有していること

- B.本機構認定歯科専門医資格を有していること
- C.整備指針に準拠し各領域学会等が定めた、必須診療経験・実績（症例数、病歴要約件数、手術手技実施件数、検査手技実施件数、検査診断・所見数、画像診断手技実施件数、画像診断読影実施件数、処置等手技実施件数等）を有すること
 - a.経験症例数が疾患カテゴリーあるいは疾患別に規定されている場合、疾患カテゴリーあるいは疾患別の件数を満たしていること
 - b.検査・画像診断・処置・手術等の経験数が、項目別に規定されている場合、項目別の件数を満たすこと
- D.整備指針に準拠し各専門領域等が定めた専門領域講習を受講し、各領域学会等が定めた単位を取得していること
- E.整備指針に準拠し各領域学会等が定めた、学術業績・診療以外の活動実績（学術集会の参加、学会報告、論文執筆・査読、地域歯科医療活動等）を充足していること
- F.歯科専門医共通研修を受講し、所定の単位を取得していること
- G.整備指針に準拠し各領域学会等が実施する更新審査に合格していること
- H.その他、本機構と各領域学会等が定めた歯科専門医更新の要件を満たしていること

(2)更新基準

① 診療活動の自己申告

勤務実態を証明する自己申告書（後記内容を含むこと）を提出すること。主に従事する医療機関における歯科専門医更新申請時の勤務時間の目安については、各領域学会等専門医委員会で固有の事情に配慮し、医療現場や教育現場への混乱をもたらさないよう留意すること。特に、国内外への研修・出向・長期出張、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職など特定の事情に対してはそれぞれの状況に応じて具体的対応をとること。本補足説明の「Ⅱ(6)特定の理由のある場合の措置」を参考にした各領域学会の措置に従うこと。

勤務（診療活動に従事していることをいい、自らが開設している場合も含む）形態については、直近1年間の実態を、下記を参考に記載すること。

1週間当たりの診療関与時間

➤ 勤務形態（主に従事する医療機関は必須：a.b.c.いずれかを選択）

a. 病院 常勤医師として勤務している（はい、いいえ）勤務先()

b. 診療所 常勤医師として勤務している（はい、いいえ）勤務先()

c. 病院または診療所 非常勤医師として勤務している（複数ある場合はすべて記載）
 () 時間/週 勤務先()

•その他 () 時間/週

② 診療活動の証明

歯科専門医資格を更新するために、歯科専門医としての診療実績、診療能力を症例一覧の提示により、証明しなければならない。具体的には、5年間に診療した症例の一定数について診療日時、病名、治療法、転帰、診療施設名、責任者氏名（印）などを提出する。提出を求める症例数や内容／項目等については、妥当と考えられる範囲で各領域学会等専門医委員会が決定する。

なお、公的機関での歯科医師免許を元に専門的な業務に従事し、一時的に診療に従事できない場合は、在籍証明を提出することで更新猶予を与えることが可能である。

公的機関の一例は下記の通りである。

- ・ 国立研究機関、独立行政法人、医薬品医療機器総合機構（PMDA）、日本医療研究開発機構（AMED）、国立感染症研究所等
- ・ 行政機関
- ・ 国連、国際機関等
- ・ 教育機関（医療、福祉、保健、教育）、福祉療育施設

③ 専門領域研修

各領域学会等が指定する学術集会・研究会・研修会に参加し、専門医として総合的かつ最新の知識と技能を修得する。プロフェッショナル・オートノミーに基づき受講または議論を行う。なお、企業が主催する講習会等は受講実績として認めない。

研修は座学に限定されない。例えば、シミュレーショントレーニングや、各領域学会等専門医委員会が指定する重要論文の精読なども含む。単位付与の対象としてよい研修については、各領域学会等専門医委員会で審議・認定し明示した上で、受講者には受講修了証を発行する必要がある。

研修会の状況に応じて各領域学会等の判断で適切な単位を付与すること。一例として、1～2名程度の講師によるほぼ1時間の研修受講を1単位として算定するなどが考えられる。e-ラーニングについても、受講を証明できるならば単位として認める。

各領域学会等専門医委員会が歯科専門医更新のための受講として適切であると認定した場合は、ワークショップ、シンポジウムなどの聴講も単位に含めることができる。この場合の認定単位は、各領域学会等の判断で適切な単位を付与すること。また、研修会講師については1時間につき最大2単位まで付与することができる（上限数は制限しない）。

共通研修と専門領域研修を合算した1日で取得可能な単位数ならびに会期が2日以上学会等での取得可能な合計単位数の上限は定めない。各領域学会で適切に設定すること。1回の学術集会で領域研修のすべての単位を満たすことがないように設定することが望ま

しい。

受講確認は原則として研修ごとに個別に行うこと。ただし、複数の研修等が連続し個別の確認ができない場合は、一括して受講確認するなど、入退室の混乱で進行に支障が生じないように配慮すること。

④ 歯科専門医共通研修

歯科専門医として必要な社会的知識や診療態度の維持・向上に資する研修会など、領域の枠を超えたものをいう。

- ・ 歯科専門医の新規申請および更新申請に必要な単位は、申請までの5年間において共通研修区分①医療倫理、②患者・医療者関係の構築、③医療安全、④院内感染、⑤医療安全法規、医療経済の各々1単位を含む計10単位以上の取得を申請要件とする。
- ・ 共通研修区分の「①医療倫理」、「②患者・医療者関係の構築」及び「⑤医療関連法規、医療経済」の各々1単位については本機構が主催する共通研修を受講すること。
- ・ 共通研修は1年ごとに2単位の受講を推奨する。

⑤ 学術活動

各領域学会等が指定する学術集会・研究会などにおける（基礎的・臨床的）研究発表実績、または各領域学会等が指定する学術雑誌などに掲載された（基礎的・臨床的）研究論文実績を指す。

実績例を以下に示す。

- A.学術集会の参加、筆頭発表、司会や座長
- B.ピアレビューを受けた内外論文の筆頭著者、共著者、査読（商業誌は除く）
- C.専門医試験問題作成や試験委員・監督など試験に関する業務

⑥ その他、資格更新に資する社会活動

歯科専門医資格更新に際し、学術団体または地域医療などにおける社会的活動に従事・貢献した場合は、社会活動実績として評価・認定して差し支えない。

(3)更新審査

「歯科専門医の質」の担保は更新時にも求められる。したがって、一定期間（基本5年間）後には更新のための審査を受ける必要がある。実技を重んじる領域においては、あらかじめ審査方法を明示して透明性・公平性を保つように工夫をすべきである。また、一定期間（基本5年間）においては医療の進歩や新しい事実が示されることが予想される。更新時までの直近5年間の新たな手技・薬剤・医療材料などに関する問題を中心とし、歯科専門

医として知っておくべきことは、e-ラーニング・e-テストなどの方法で確認することが求められる。

(4)更新認定

- A.各領域学会等は歯科専門医更新基準を明確に設定し、機構の認定を受け公表する。
- B.歯科専門医の更新は各領域学会等で一次審査を行い、本機構が二次審査を行い認定する。
- C.本機構は、機構専門医更新申請者の二次審査可否について、各領域学会等に通知する。
- D.原則として各領域学会等が、歯科専門医更新申請者に対して審査結果を通知する。
- E.本機構は、通知を受けた歯科専門医更新合格者に対し、当分の間当該領域学会名等、および、本機構の連名で更新認定証を発行する。

各領域学会等が本機構に対して行う二次審査の申請は、別途本機構が指定する書式を用いて行うこと。なお、一次審査不合格者についても理由を明記しなければならない。

(5)連続して複数回の更新を経た歯科専門医の更新

原則として、連続して3回以上の更新を経た歯科専門医は、申請により承認されれば、領域学会等が定める診療実績の証明が更新要件から免除される。相応の経験を有する歯科専門医の知識・経験を後進の指導に活かすことを目的とした措置である。

なお、移行期間においては、協議の上学会認定歯科専門医期間を含めることができることとする。

(6)特定の理由のある場合の措置

特定の理由（海外への留学や勤務、妊娠・出産・育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために歯科専門医の更新が困難な場合は、所定の更新申請の年に、申請により更新延長を行うことができる。延長期間は原則1年とし、事情によって1年単位での延長も可能である。歯科専門医更新申請期限までに各領域学会等に申請し、各領域学会等で審査の後、本機構によって承認される。

III.地域歯科医療確保への配慮について

地域歯科医療確保への観点から、地域で活躍している現場の歯科医療に過剰な負担の無いように、各領域学会等は本補足説明に沿い適切な「歯科専門医の更新基準」とすること。

本機構ではこの点にも留意して、更新基準の二次審査と認定を行う。